

第8章 第2次自殺対策計画

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していましたが、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、減少傾向を続けていました。その後、令和2年には、11年ぶりに増加に転じ、現在2.1万人でほぼ横ばいの状況です。

このように、自殺者数は年間2万人を超えており、人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中では最も高くなっています。自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進しています。

また、令和4年10月、国の今後5年間の取組みの指針となる「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。この中では、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化が明記されています。

本市では、平成30年3月に「杵築市保健医療福祉総合計画」の一つとして、「自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んでまいりました。

令和4年の本市の自殺率は10.85であり、国や県を下回っていますが、毎年、数名の方が自らの命を絶っています。引き続き、自殺対策を推進していく必要があります。

自殺は、健康問題、経済問題、家庭問題等、様々な要因が複合的に連鎖する中で起き、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題とされています。

令和5年度をもって、「杵築市保健医療福祉総合計画」の計画期間が終了することから、国の新たな対策を踏まえながら、本市の状況に応じた自殺対策の方向性を示すため「第2次杵築市自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 自殺対策基本法における位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条の2の規定に基づき市町村が策定する計画であり、自殺対策を推進していくための基本的な指針となるものです。

○自殺対策基本法（抜粋）（平成十八年法律第八十五号）

最終改正：平成二十八年法律第十一号

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策について計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

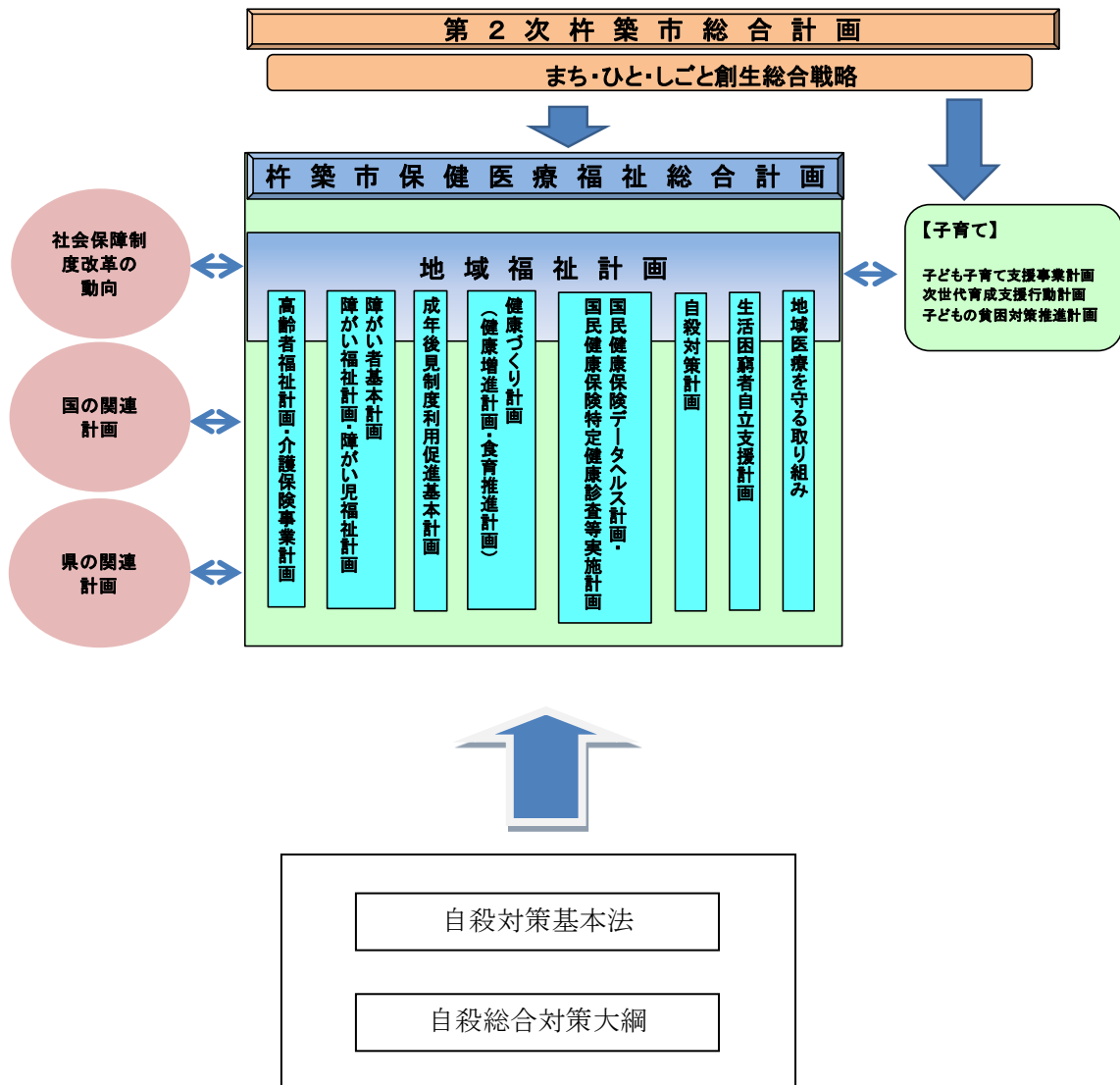
第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人かけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(2) 関連計画との関係

自殺対策計画は、「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえつつ、自殺対策を総合的に推進していくための計画です。「第 2 次杵築市総合計画」が目指す施策の展開を推進するものとして位置づけられるとともに、地域福祉の推進の方向性を示す杵築市地域福祉計画を上位計画とし、第 3 次杵築市健康づくり計画等との整合・連携を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

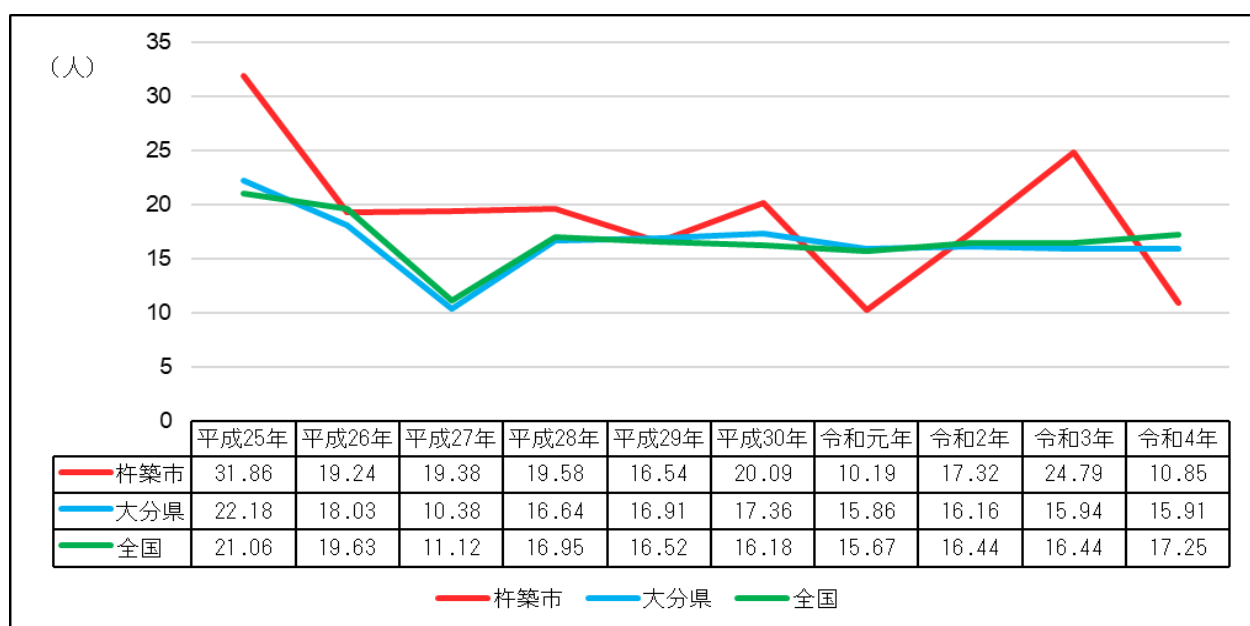
第2節 本市における自殺の現状と課題

1 統計からみた現状

(1) 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の推移をみると、令和元年に低下しましたが、令和3年は大分県・全国を上回っています。令和4年には再び低下し、大分県・全国より低くなっています。

■ 杵築市、大分県、全国の自殺死亡率の推移



出典：厚生労働省人口動態統計

※自殺死亡率は、人口10万人あたりの自殺者数

(2) 市町村別自殺標準化死亡比の比較

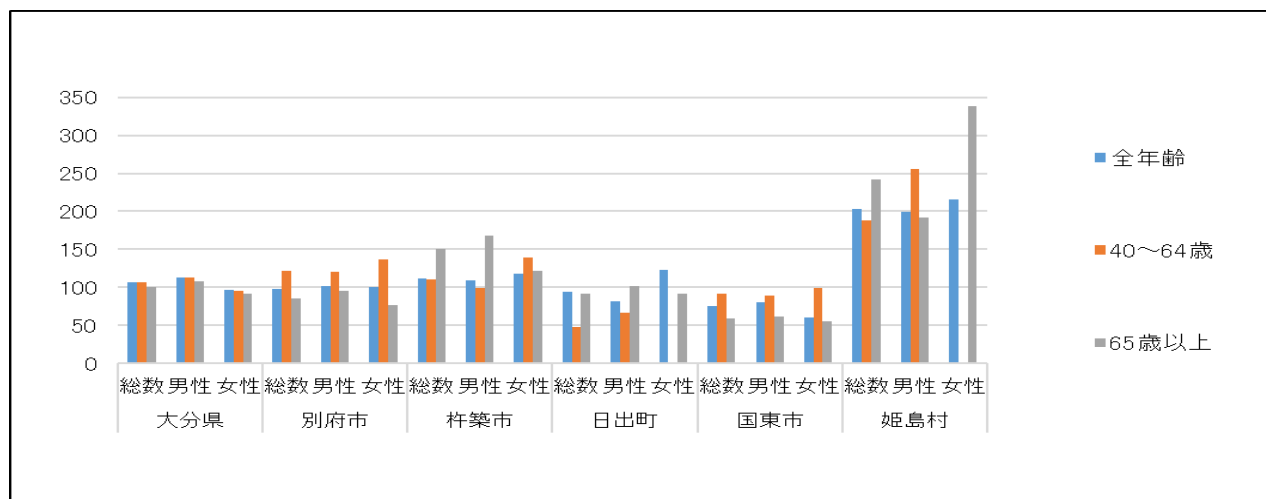
市町村別自殺標準化死亡比を大分県、東部保健所管内市町村と比較すると、本市は40～64歳の女性、65歳以上の男性の標準化死亡比が高くなっています。

■市町村別自殺標準化死亡比（平成29年～令和3年平均）

		全年齢	40～64歳	65歳以上
大分県	総数	*106.8	106.4	100.6
	男性	**112.7	112.7	107.8
	女性	97.0	94.7	91.1
別府市	総数	98.2	121.6	85.5
	男性	101.3	120.9	95.5
	女性	100.8	136.2	76.2
杵築市	総数	111.9	109.8	150.5
	男性	108.7	99.1	168.2
	女性	118.4	138.5	121.1
日出町	総数	93.5	47.4	91.7
	男性	81.5	65.8	101.8
	女性	123.1	0.0	90.9
国東市	総数	74.6	91.6	59.0
	男性	80.7	89.0	61.2
	女性	60.3	98.4	55.2
姫島村	総数	203.3	188.3	241.8
	男性	199.1	256.2	191.9
	女性	215.2	0.0	338.9

出典：大分県健康指標計算システム *5%の危険率で有意差がある **1%の危険率で有意差がある

■市町村別自殺標準化死亡比（平成29年～令和3年平均）



出典：大分県健康指標計算システム

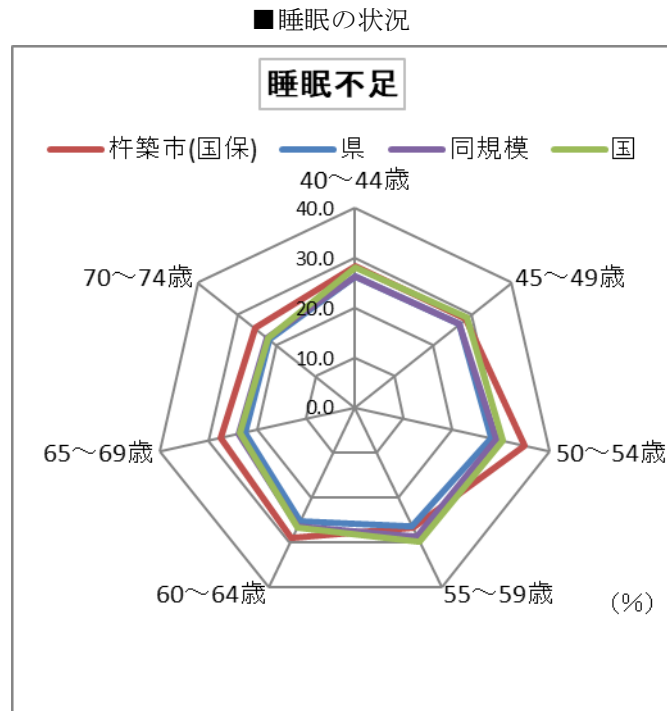
標準化死亡比(SMR)は、各地域の年齢階級別人口と全国の年齢階級別死亡率により算出された各地域の期待死亡数と、その地域の実際の死亡数との比を示します。

主に小地域の比較に用いられ、全国を100(基準値)として、100より大きいということは、その地域の死亡状況は全国より悪く、100より小さいということは、全国より良いということを意味します。

*は5%の危険率で有意差がある、**は1%の危険率で有意差があることを示します。

(3) 睡眠の状況

令和3年度特定健診質問票22項目の中の「睡眠不足」の項目をみると、大分県・同規模市・国と比較して睡眠不足の割合が高く、50～54歳は特に高くなっています。睡眠不足はうつ病の症状でもあることから、壮年期へ睡眠の重要性を普及啓発していく必要があります。

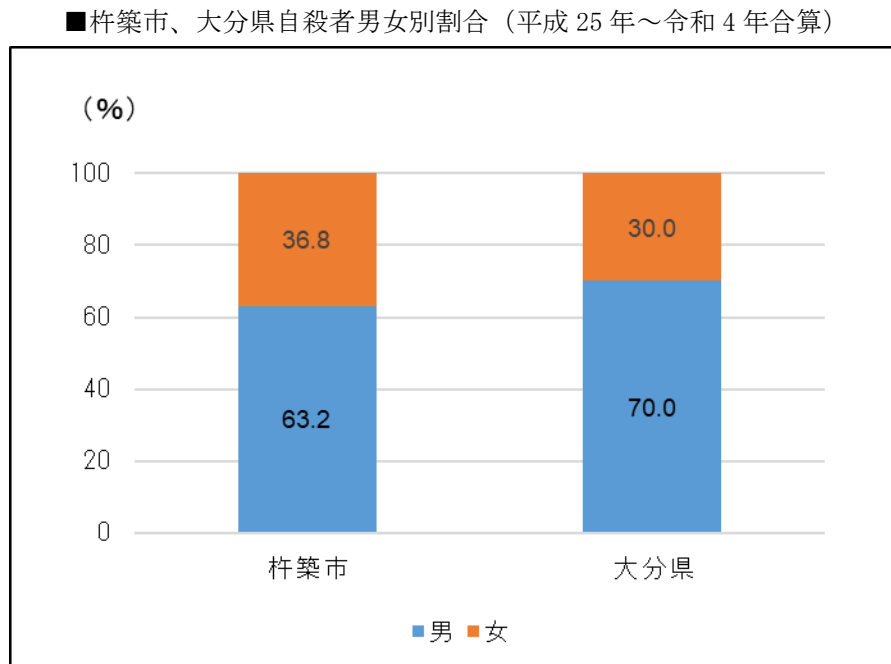


出典：国保データベースシステム 令和3年度特定健診質問票

(4) 本市の自殺者の状況

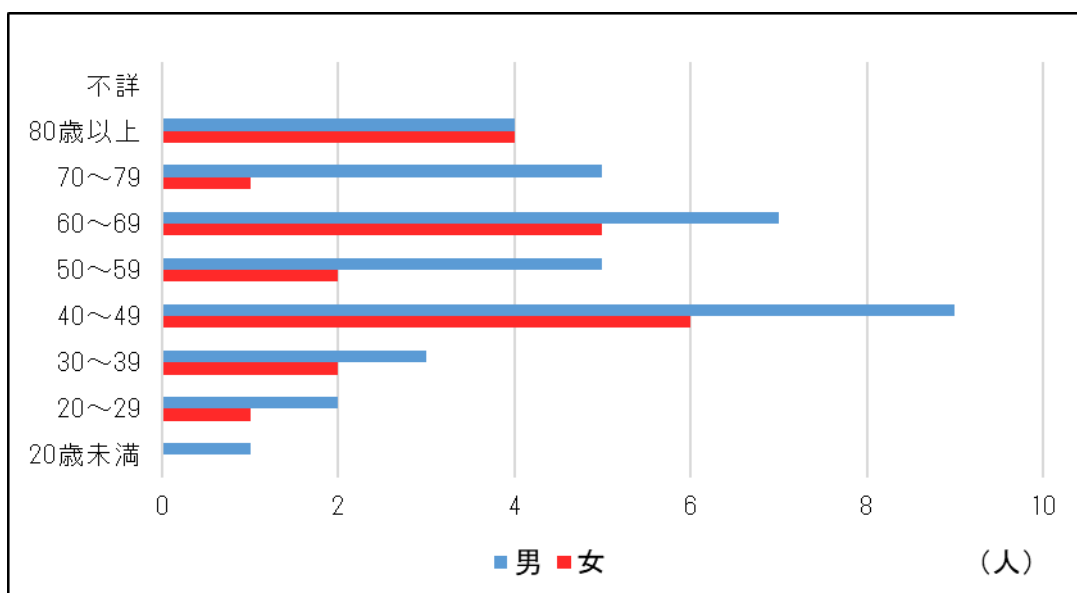
① 杵築市、大分県自殺者男女・年齢別割合の状況

平成25年～令和4年の10年間の状況をみると、本市の男女別割合では、男性が63.2%を占め、大分県と同様に男性が多くなっています。年齢別にみると、男性は40歳代が最も多く、次いで60歳代となっています。女性も男性と同様40歳代が最も多くなっています。大分県と比較しても、40歳代、60歳代の割合が多くなっています。



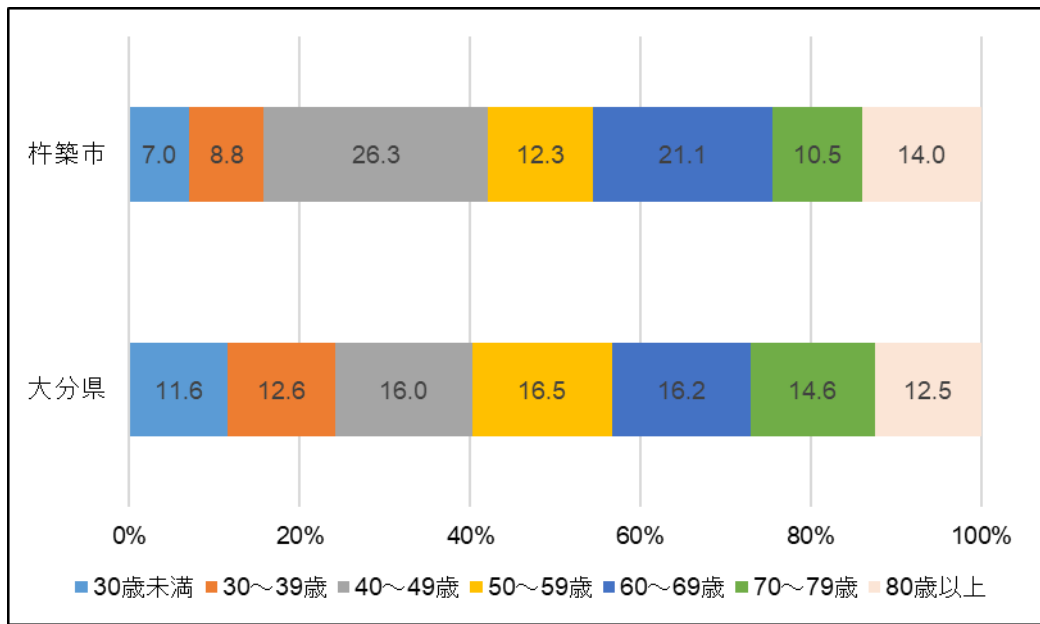
出典：警察庁自殺統計 自殺日・住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

■ 杵築市男女別・年齢別の自殺者数（平成25年～令和4年合算）



出典：警察庁自殺統計 自殺日・住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

■ 杵築市、大分県年齢別自殺者構成割合（平成25年～令和4年合算）

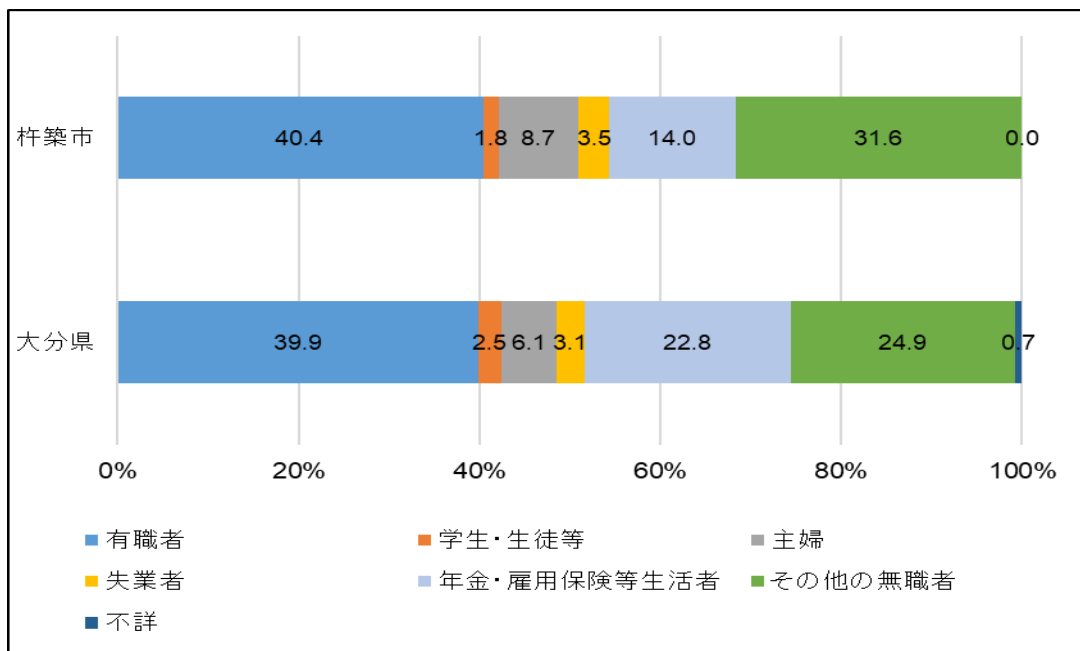


出典：警察庁自殺統計 自殺日・住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

② 職業別状況

職業別にみると、「有職者」「その他の無職者」が多く、次いで、「年金・雇用保険等生活者」の占める割合が多くなっています。

■ 杵築市、大分県職業別自殺者の割合（平成25年～令和4年合算）

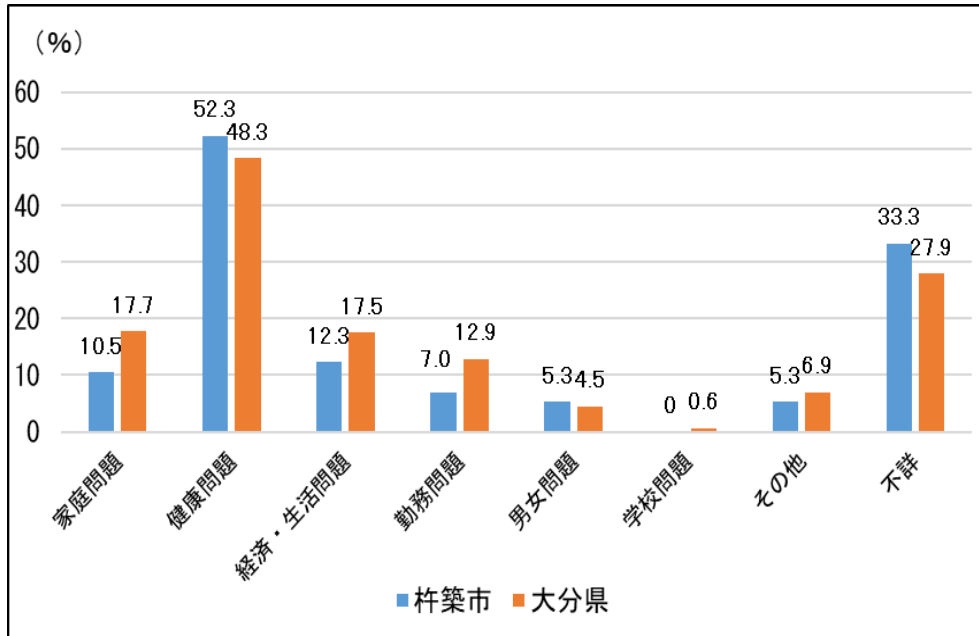


出典：警察庁自殺統計 自殺日・住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

③ 原因・動機別状況

自殺の原因・動機をみると、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」の順となっています。

■ 杵築市・大分県原因・動機別自殺者の割合（平成25年～令和4年合算）



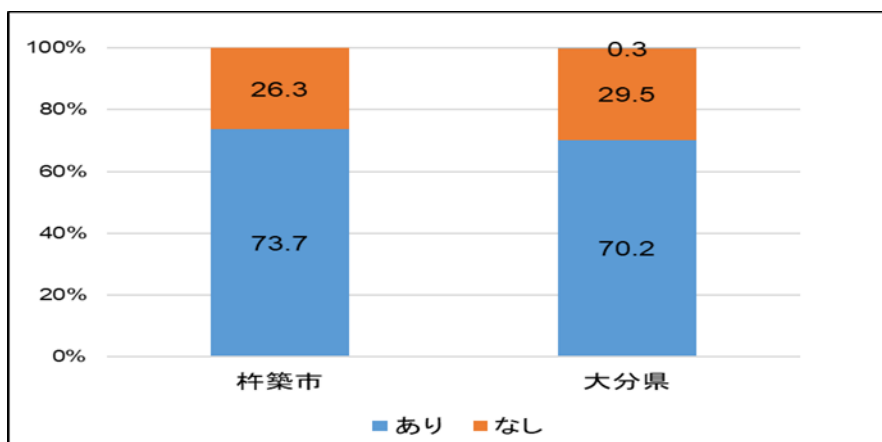
※遺書等の資料より推定できる原因・動機を3つまで計上

出典：警察庁自殺統計 自殺日・住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

④ 同居人の有無

自殺者の同居人の有無は、同居人有りが73.7%となっています。同居家族がいても、自殺した方が多い状況です。

■ 杵築市・大分県自殺者同居人の有無別割合（平成25年～令和4年合算）



出典：警察庁自殺統計 自殺日・住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

2 健康づくりや食育等に関する市民の意識調査結果

(1) 自殺対策に関する市民の意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、自殺対策に関する意識や実態等を把握するために、「健康づくりや食育等に関する市民の意識調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

■ アンケート調査の実施概要

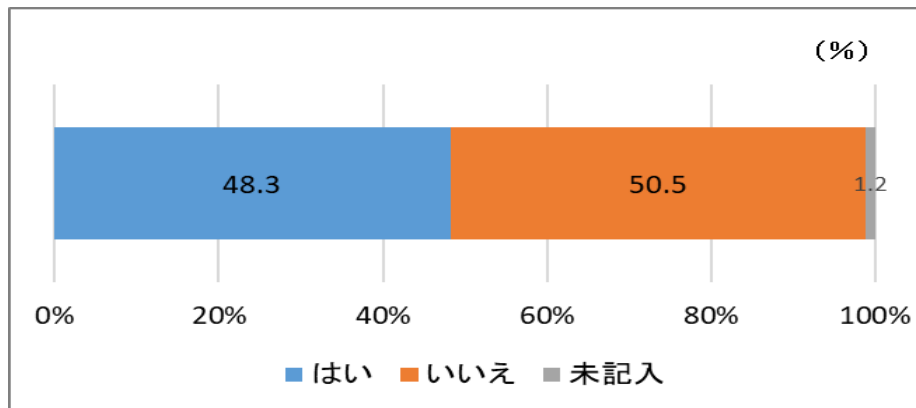
	①市内の小学校に在籍する小学校5年生 208人																							
	②市内の中学校に在籍する中学校2年生 249人																							
	③16歳・17歳(高校2年生相当) 212人																							
	④満20歳～79歳の市民(無作為抽出) 2,091人																							
調査方法	①・②は学校で配布・回収																							
	③・④は郵送による配布・回収																							
調査期間	令和4年10月4日から令和4年10月21日																							
回収結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>配布数(人)</th> <th>回収数(人)</th> <th>回収率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校5年生</td> <td>208</td> <td>196</td> <td>94.2</td> </tr> <tr> <td>中学校2年生</td> <td>249</td> <td>221</td> <td>88.8</td> </tr> <tr> <td>16歳・17歳</td> <td>212</td> <td>51</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>満20～79歳</td> <td>2,091</td> <td>762</td> <td>36.4</td> </tr> </tbody> </table>				対象	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)	小学校5年生	208	196	94.2	中学校2年生	249	221	88.8	16歳・17歳	212	51	24.1	満20～79歳	2,091	762	36.4
	対象	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)																				
	小学校5年生	208	196	94.2																				
	中学校2年生	249	221	88.8																				
	16歳・17歳	212	51	24.1																				
満20～79歳	2,091	762	36.4																					

(2) 結果

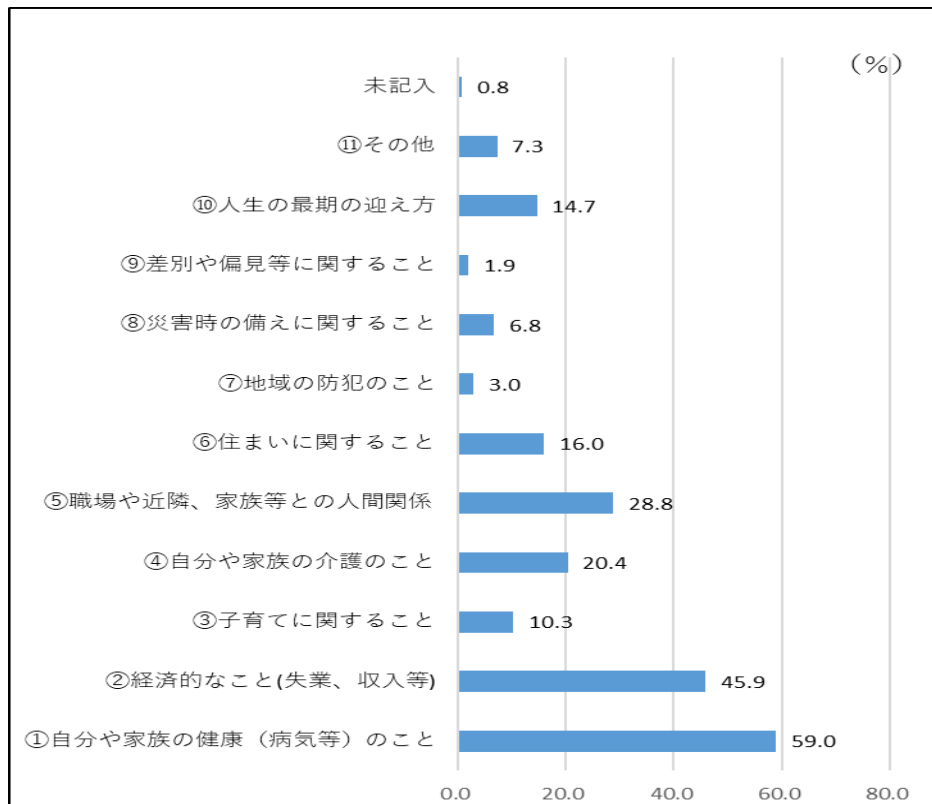
①悩みや不安の状況

悩みや不安、困っていることがあると回答した人が、48.3%と約半数います。また、「はい」と回答した人の、悩みや不安の内容については、「自分や家族の健康のこと」が59.0%、「経済的なこと」が45.9%、「職場や近隣・家族との人間関係」が28.8%となっています。

■現在、悩みや不安、困っていることはありますか（満20歳～79歳）

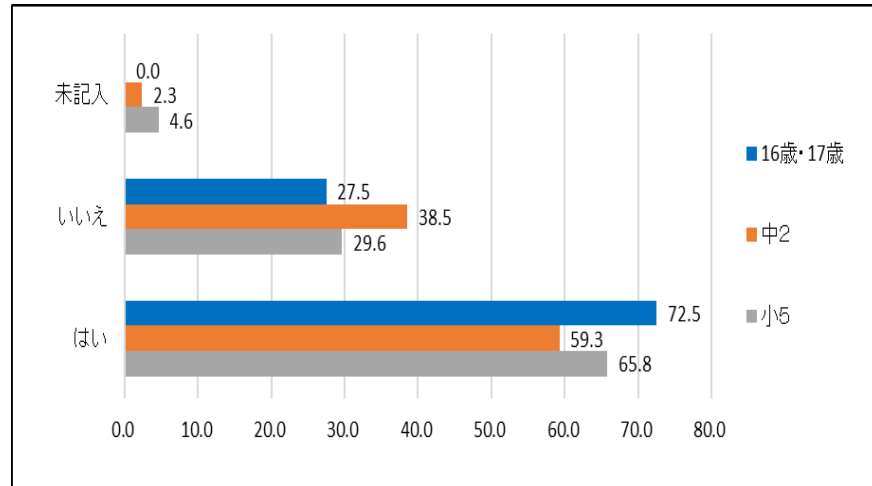


■どのような悩みや不安、困っていることがありますか（満20歳～79歳）



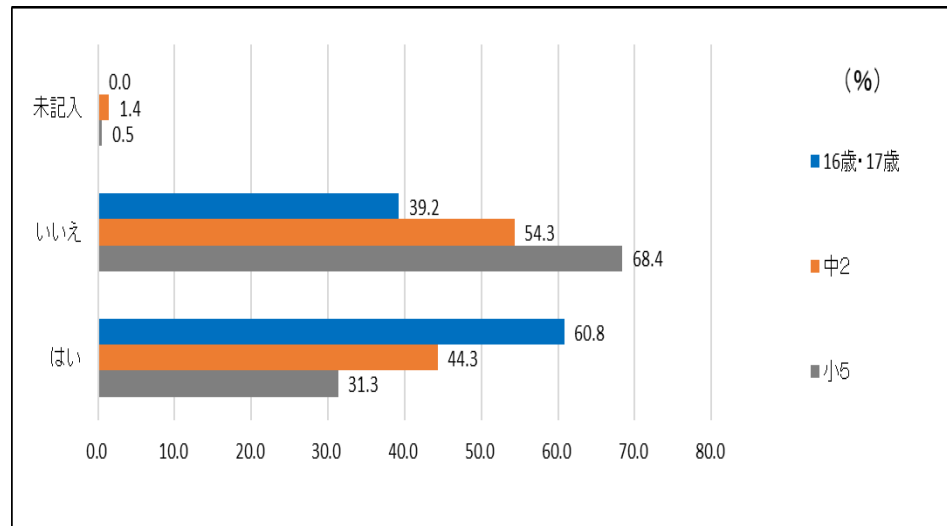
自分のことが好きと回答した小学校5年生は65.8%、中学校2年生は59.3%、16歳・17歳は、72.5%でした。

■自分のことが好きですか（小学校5年生、中学校2年生、16歳・17歳）



悩みや心配事があると回答した小学校5年生は31.1%、中学校2年生は44.3%、16歳・17歳は60.8%でした。

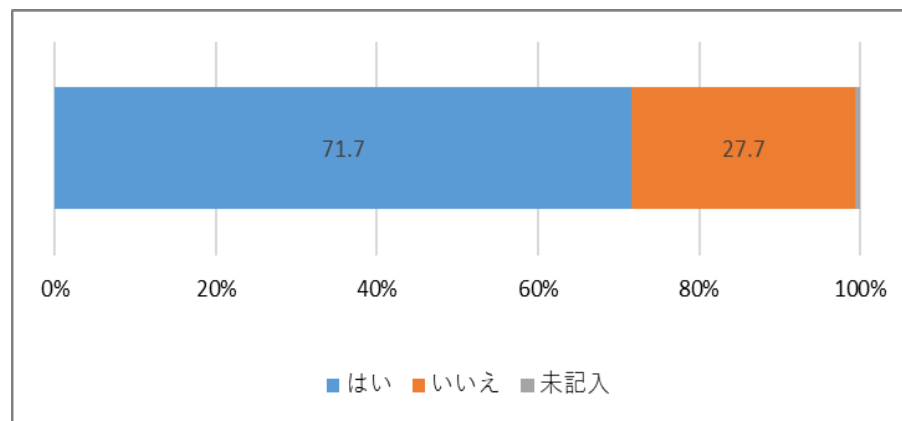
■悩みや心配事がありますか（小学校5年生、中学校2年生、16歳・17歳）



②睡眠の状況

睡眠で休養が十分とれている人は、71.7%、「とれていない人」は27.7%となっており、約30%の人が睡眠で休養がとれていない状況です。

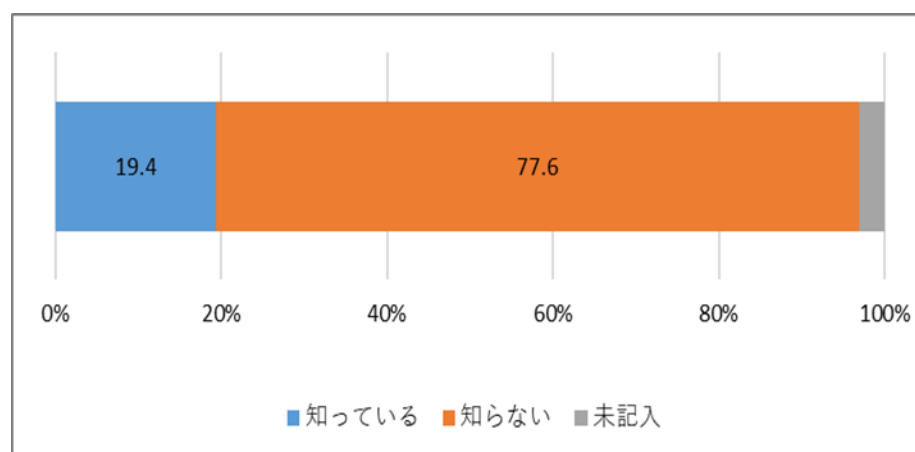
■この1か月間、睡眠で休養が十分とれていますか（満20歳～79歳）



③市の相談窓口の認知度

市が実施している「こころの相談会」を「知っている」と回答した人は19.4%、「知らない」と回答した人は77.6%となっています。

■市が実施する「こころの相談会」があることを知っていますか（満20歳～79歳）

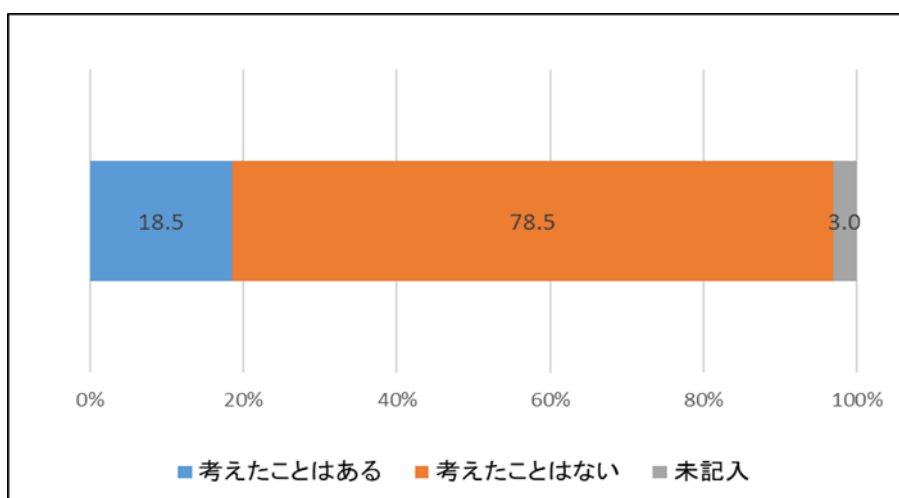


④自殺について

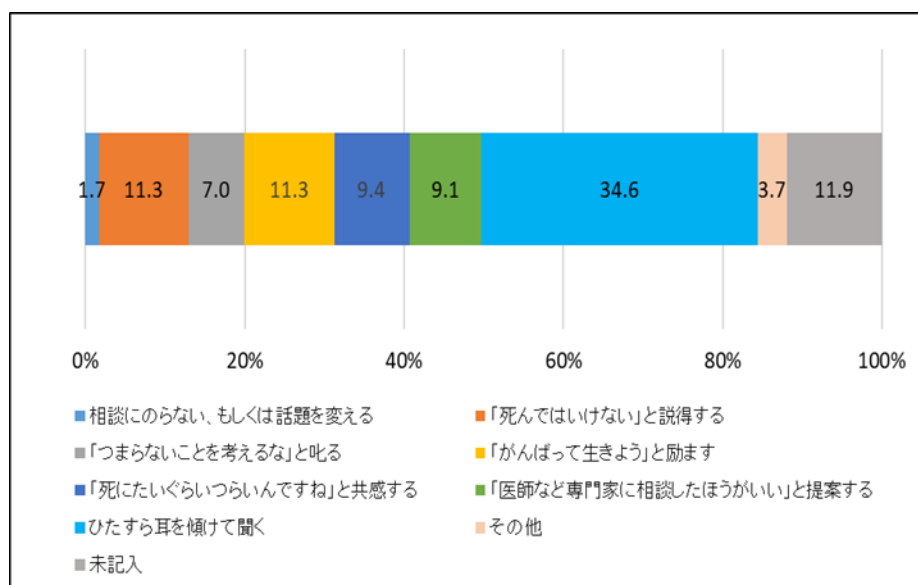
今までに自殺したいと考えたことがあるかについて、「ある」と回答した人は、18.5%となっています。

また、身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応として、「ひたすら耳を傾けて聞く」が34.6%と最も多く、次に「死んではいけないと説得する」「がんばって生きようと励ます」が11.3%となっています。

■あなたは、これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことはありますか（満20歳～79歳）



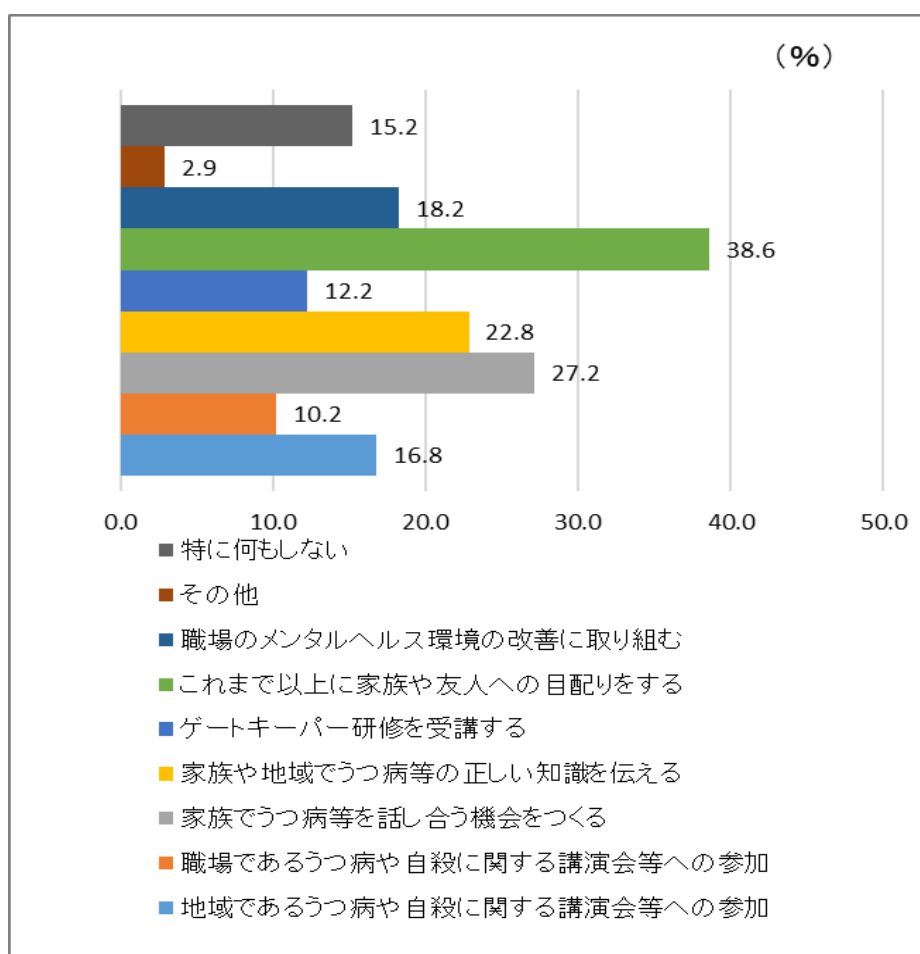
■もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、まずはどのように対応しますか（満20歳～79歳）



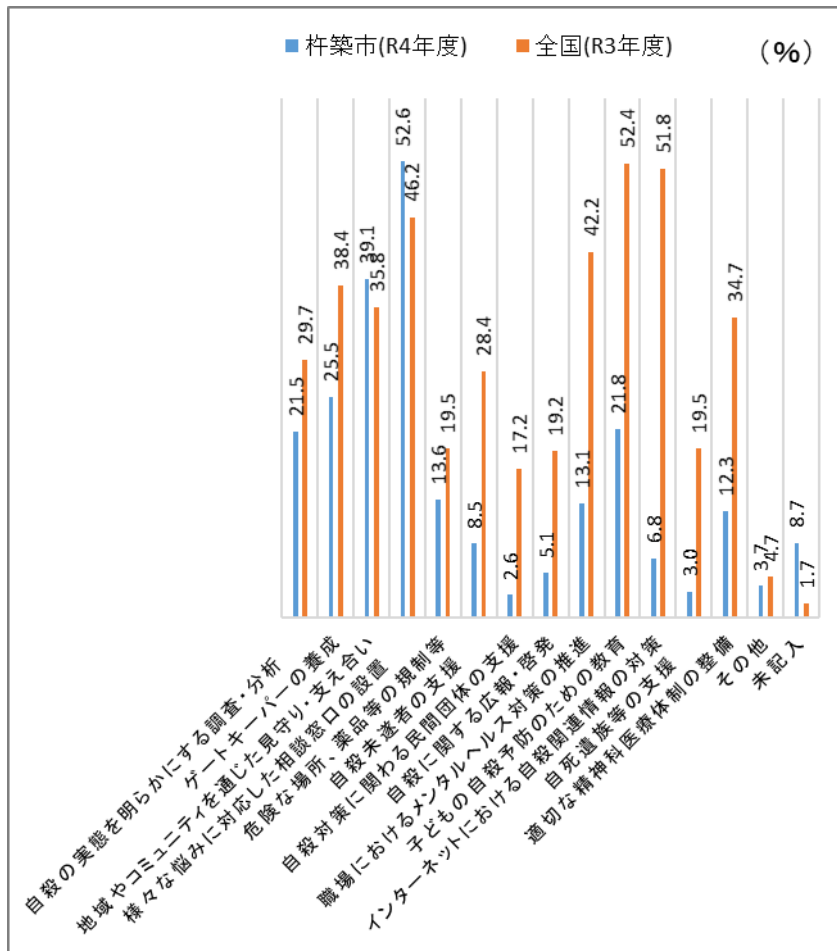
⑤自殺対策について

自殺対策のためにできると思うことで多かったのは、「これまで以上に家族や友人への目配りをする」が38.6%、「家族でうつ病等を話し合う機会をつくる」が27.2%、「家族や地域でうつ病等の正しい知識を伝える」が22.8%でした。その一方、「特に何もしない」と答えた人が、15.2%となっています。また、今後どのような自殺対策が必要だと思うかについて多かったのは、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が52.6%、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が39.1%、「ゲートキーパーの養成」が25.5%、「子どもの自殺予防のための教育」が21.8%でした。

■あなたが、自殺対策のためにできると思うことは、どのようなことですか
(満20歳～79歳)



■今後、どのような自殺対策が必要だと思いますか（満20歳～79歳）



3 第1次自殺対策計画の取組

(1) 第1次計画におけるこれまでの取組状況

第1次計画の取り組み状況は以下のとおりです。

コロナ禍等の状況下で、研修等の実施が困難な事業も見受けられました。

取組の指標（事業・取組）	H29 年度値	実績値（R4）	目標値（R5）
自殺死亡率	16.54	10.85	13.0
若年者（40歳未満）の自殺者数	平成21～27年 累計 9人	1人	0人
相談窓口一覧の普及（配布回数）	—	年1回	年1回
うつ病についての普及啓発 （パンフレット配布回数）	年3回	年1回	年6回
相談支援従事者資質向上研修 実施回数	—	年1回	年1回
ゲートキーパー養成講座 実施回数	年1回	年1回	年1回
勤労者のメンタルヘルス研修 実施回数	年1回	0回	年2回
児童または生徒への健康教育 実施回数	年3回	年6回	年6回
こころの相談会実施回数	年6回	年6回	年6回

4 本市の課題

(1) 市民の理解と予防の推進

厚生労働省では、自殺者の多い3月を自殺対策強化月間と定めるとともに、9月10日から9月16日までを自殺予防週間と定め、自殺対策を集中的に展開しています。

本市においては、市民の意識調査の中では、自殺対策のためにできることとして、「うつ病や自殺に関する講演会等への参加」や、「ゲートキーパー研修受講」などを選択した人の割合は低い状況です。しかし、相談を受けた時の対応として、「ひたすら耳を傾けて聞く」が最も多く選択されており、うつ状態やうつ病に関する知識の普及、相談を受けた人が適切に対応できるよう、普及啓発を行っていく必要があります。

現状、広報媒体を活用した啓発活動を通じ、自殺対策強化月間など自殺予防への取り組みを行っていますが、さらに、地域の理解や自殺対策への関心を高めてもらうため、自殺対策に関する情報を、広く周知していく必要があります。

自殺は、誰もが直面しうるものであり、直面した時、誰かに相談や援助を求めるといった意識が浸透していることが必要です。市民だれもがゲートキーパーの役割をもつことが大切であり、ゲートキーパーの養成を継続的に行っていく必要があります。

(2) 市民が相談しやすい環境づくり

原因・動機は健康問題が最も多く、一般的にうつ病等精神疾患が自殺の要因になっていることが多いことから、治療の継続や適切な精神保健福祉サービスを提供していく必要があります。次に、経済及び生活問題が原因となっていることから、早期に相談でき支援につなげられるよう相談支援体制の充実を図る必要もあります。

必要な支援を受けるためには、何よりも相談することが大切です。相談する人がいない、相談先を知らないという状況もあることから、適切な支援を受けることができないことも考えられます。

相談しやすい体制づくりや各種相談機関のネットワークの強化に努め、相談窓口について、周知していく必要があります。

(3) 孤立の防止

社会的にも孤立しやすい高齢者の自殺が多く、また、同居家族がいても自殺する方が多い状況です。家族以外にも気軽に相談できる環境を整備するなど、ひとりで悩みを抱えこむことのないよう、孤立を防ぐ必要があります。また、自殺者の親族など、遺された人に対するこころのケアも十分にしていける必要があります。

第3節 基本的な考え方

1 基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない安心のまち」

2 基本方針

(1) 市民への啓発と周知



自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい、という現実があります。「自殺に追い込まれる危機を感じた時、誰かに援助を求めるのは当然のこと」という考え方が社会の共通認識になるように、啓発活動を行います。

さらに、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて相談先につなぎ、見守ることが大切であるという市民一人ひとりの理解を図るため、広報啓発を行います。

(2) 自殺対策を支える人材の育成



さまざまな悩みや生活上の困難を抱え、生きづらさを感じている人に対し、早期の「気づき」が重要です。保健、医療、福祉、教育、労働の関係者はもちろん、市民の誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な機会の確保を図ります。

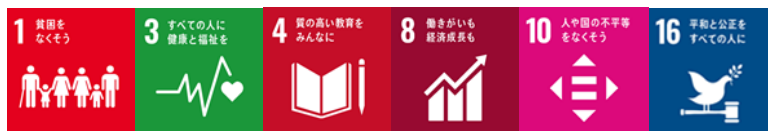
(3) 相談・支援体制の充実



自殺の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など複合的な課題があり、孤立しやすい傾向にあります。

こどもから高齢者、障がい者、生活困窮者など支援が必要な方に対し、相談しやすい相談支援機能の充実や、居場所づくりや生きがいをづくりの活動支援を行います。また、自殺未遂者への支援、遺された人への支援も行っています。

(4) 子ども・若者の自殺対策の推進



こども・若者等への心の健康づくりとともに、こどもの貧困・不登校・ひきこもり等においても、本人や家族に対する早期からの相談・支援を行います。

自殺の危険性を高める背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。そのため、学校や関係機関と連携し、支援に取り組んでいきます。

3 施策体系

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない安心のまち

【基本方針】

1. 市民への啓発と周知

【施策】

- (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の普及啓発の強化
- (2) 相談窓口の広報
- (3) 市民への健康教育の実施

2. 自殺対策を支える人材の育成

【施策】

- (1) ゲートキーパー養成の推進
- (2) 市職員、相談支援者への研修の実施

3. 相談・支援体制の充実

【施策】

- (1) 全世代支援センター、こども家庭センターの機能の充実
- (2) 各種相談会等の実施
- (3) 居場所づくりの実施
- (4) 重層的支援会議の実施

4. 子ども・若者の自殺対策の推進

【施策】

- (1) 学校・関係機関との連携
- (2) SOSの出し方に関する教育の推進
- (3) 保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関とのネットワークの強化
- (4) 全世代支援センターと連携した就労体験・居場所の提供

第4節 具体的な取組

1 市民への啓発と周知

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の普及啓発の強化

概要		
自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）において、関係団体と連携して啓発活動を推進します。		
事業・取組	内容	方向性
自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発事業	自殺予防週間・自殺対策強化月間における集中的な啓発事業等を実施することで、市民に自殺や精神疾患について正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法について市民の理解の促進を図ります。	継続

(2) 相談窓口の広報

概要		
市民一人ひとりが心の健康問題の大切さを知り、適切に対処できるように正しい知識の普及を推進します。		
事業・取組	内容	方向性
健康教育	市民に相談窓口について健康教育の機会を通して普及啓発を推進します。	継続
相談窓口の周知	専門相談窓口の情報を掲載したチラシ等をあらゆる機会を利用して配布します。	継続
広報の積極的な活用	市報・市公式ウェブサイト・ケーブルテレビ・SNS等を積極的に活用し、普及啓発を推進します。	継続

(3) 市民への健康教育の実施

概要		
うつ病に関する正しい知識について普及啓発を推進します。		
事業・取組	内容	方向性
うつ病についての普及啓発	抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を推進しま	継続

	す。	
--	----	--

2 自殺対策を支える人材の育成

(1) ゲートキーパー養成の推進

概要		
ゲートキーパーの役割を担ってくれる人を地域にたくさん作るため、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に役立つ情報提供等、ゲートキーパー養成の取り組みを行います。		
事業・取組	内容	方向性
ゲートキーパー養成講座 ※1	自殺のサインに気づき、受け止め、つなぐ役割の「ゲートキーパー」の養成を行います。住民組織など地域で活動している支援者を中心に、接客する機会が多い方など、市民全体に研修を実施します。	継続 〔拡充〕

※1 ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人です。

(2) 市職員、相談支援従事者への研修の実施

概要		
相談支援に従事する職員を対象とした、自殺対策にかかる資質向上に向けた研修を実施します。		
事業・取組	内容	方向性
窓口業務に携わる職員や相談支援従事者への研修	市職員や相談支援事業所職員に対し、面接技術向上のための研修を実施します。	継続

3 相談・支援体制の充実

(1) 全世代支援センター、こども家庭センターの機能の充実

概要		
<p>こどもから高齢者まで相談者の属性や相談内容に関わらず、相談を受けとめ、適切な支援機関につないでいく体制を充実させていきます。</p> <p>また、地域の支援機関や医療機関とネットワークの構築を図り、早期からの相談・支援に取り組みます。</p>		
事業・取組	内容	方向性
包括的な相談・支援体制	全世代支援センターで包括的な相談支援が行えるよう、ワンストップ型の相談支援体制を継続していきます。	継続
こども家庭センター事業	子育て家庭全般の相談窓口として広く市民に周知し、こどもや保護者に寄り添い支援します。	継続
関係機関の連携強化	地域の精神科医療機関・保健・医療・福祉・教育等の関係機関が情報共有し、適切な対応を検討します。	継続

(2) 各種相談会等の実施

概要		
<p>悩みを抱える人が気軽に相談でき、適切な支援を迅速に受けられるよう体制を整備します。</p>		
事業・取組	内容	方向性
こころの相談会	2か月に一回、仕事のストレス、人間関係、病気、アルコール、家庭の悩み等にかかる身近な相談場所として、「こころの相談会」を開催し、相談内容に応じた支援を行います。	継続
健康相談	妊産婦・乳幼児・思春期・青壮年期・高齢期すべての方の健康に関する相談に応じます。	継続
ひきこもりに関する相談	ひきこもりの当事者又はその家族の不安や孤立の解消を図るため、相談に対応します。また、適切な医療機関、相談機関を利用できるよう要支援者の早期発見、早期介入を行います。	継続
人権相談	人権の侵害や差別に関することについて	継続

	て相談に応じます。6月・12月に人権擁護委員による人権なんでも相談所を開設します。	
消費生活相談	消費生活全般について相談に応じます。	継続
ひとり親家庭相談	母子・父子・寡婦（夫）家庭の相談に応じます。	継続
女性総合相談	DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシャルハラスメント等の相談に応じます。	継続
いじめ・不登校相談	こども（小・中学生）のいじめや不登校等の教育問題について相談に応じます。	継続
地域包括支援センター総合相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じ、支援します。	継続
認知症カフェ	認知症の方やその介護者、地域の方が集まり、参加者同士で話をしたり、関係スタッフに相談できる場づくりを支援します。	継続
生活保護法による生活保護制度	経済的に困窮している人の相談を受け、生活保護基準に基づく保護を実施します。	継続
生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している人は経済的な問題だけではなく、心身の問題、家庭の問題など様々な問題を複合的に抱えています。自立した生活を営めるよう相談援助、家計改善支援、衣食住の確保を行う一時生活支援、就労支援等を行います。	継続
障がい相談支援事業	障がいのある人やその家族に対する総合相談や情報提供、障害福祉サービスを円滑に行うため、相談支援事業所との連携を図り、適正なサービスの利用を図ります。	継続

(3) 居場所づくりの実施

概要		
孤立のおそれのある人が、地域とつながり、必要な支援につながるができるよう、孤立を防ぐための居場所づくりを推進します。		
事業・取組	内容	方向性
在宅精神障がい者支援 (ミニデイケア)	在宅で生活する精神障がい者の居場所づくりや、社会復帰に向けた生活スキルの習得を支援します。	継続
すくすく広場	地域子育て支援拠点と協働し、乳児相談会を実施し、保護者が安心して子育てを行うことができるよう支援します。	継続
まちかど交流サロン	気軽に立ち寄れる常設サロンとして、健康相談やレクリエーションを行います。	継続
高齢者交流サロン	地域の公民館など、身近な場所で行う住民主体の交流の場づくりを支援します。	継続
認知症カフェ	認知症の方やその介護者、地域の方が集まり、参加者同士で話をしたり、関係スタッフに相談できる場づくりを支援します。	継続
地域子育て支援拠点	親子が気軽に遊べる場所を提供するとともに、子育ての悩みや不安等の相談に応じたり、子育て情報を提供したりします。	継続
週一通いの場	高齢者のフレイル予防、閉じこもり防止のため週一回、地域の公民館等に集まり、きつみん体操を行います。	継続
地域生活支援拠点	病院から在宅生活に戻るための相談や在宅生活に慣れるための体験を支援します。	継続
重層的支援体制整備事業	就労体験や活躍する場の提供を行い、居場所づくりを行います。また、対象者に訪問し、面談を行いながら自立に向けて支援します。	継続
就労体験・就労訓練	ひきこもりの方を対象に、職業体験訓練や就労への意識づけ、経験を積む場の提供を行います。	継続

就労準備支援事業	ひきこもりの方を対象に、主に生活の立て直しや一般就労に向けて、就労体験や、よりよいコミュニケーションがとれるようグループワークなどを取り入れながら支援していきます。	継続
----------	--	----

(4) 重層的支援会議の実施

概要		
対応が困難な複合化・複雑化した事案に対し、他機関と協働して課題解決のための支援を行っていきます。		
事業・取組	内容	方向性
重層的支援会議	対応が困難な複合化・複雑化した事案に対し、他機関と協働して課題解決のための支援を行っていきます。	継続

4 子ども・若者の自殺対策の推進

(1) 学校・関係機関との連携

概要		
人間関係や不登校、生活困窮など、身近にいる大人が生きづらさを抱える家庭及び児童生徒の支援に取り組めるよう、学校、福祉関係課、こども家庭センター、全世代支援センターが連携し、支援を行っていきます。		
事業・取組	内容	方向性
学校教育全体を通して行う人権教育の実施	保健、道徳、特別活動等において、命の大切さを実感できるよう指導します。	継続
生徒指導の三機能を活かした生徒指導と学習指導	学校生活において、自己決定、自己存在感、共感的人間関係を意識し、指導します。	継続
いじめ防止関係の条例等の周知徹底	杵築市いじめの防止等に関する条例、杵築市いじめ防止基本方針・学校いじめ防止基本方針により、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、市・教育委員会・学校が施策、調査等を行います。	継続
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	学校職員だけではなく、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー	継続

一の活用	一等を活用し、家庭訪問・教育相談を行います。	
いじめ・不登校対策委員会の実施	学校におけるいじめや不登校等の状況について、情報共有を図るとともに今後の対策について検討します。	継続
いじめ不登校に係る組織の質の向上	杵築市いじめ・不登校対策委員会において事例研修を行うことにより相談体制の質の向上を図ります。 杵築市学校問題解決支援会議によるいじめ防止対策の実効的实施や重大事態の調査により、適切な対応及び支援を行います。	継続
チーム学校による生徒指導上の対応	こども家庭センター、学校教育支援センター「ひまわり」相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、他職種による支援を行います。	継続
こども家庭センターによる学校訪問	定期的にこども家庭センターが市内の小中学校を訪問し、支援の必要な家庭について情報共有をし、共同して支援を実施します。	継続

(2) SOSの出し方に関する教育の推進

概要		
児童生徒が、ストレスへの対処方法を身に付けられるような教育を推進します。		
事業・取組	内容	方向性
体験活動を中心とした地域との連携	地域とのかかわりの中で支えてくれる人が多数存在することを実感させ、いじめ等にあった時の相談先の選択肢の幅を広げます。	継続
組織的な情報収集	養護教諭等による相談体制を構築するとともに全教職員による観察、日記指導等により児童生徒の心身の状況や、人間関係について把握し、全教職員の共通理解を図ります。	継続
24時間子供SOSダイヤ	児童生徒が、不安や悩みを相談できるよ	継続

ルの活用	う、カードを配布し、相談先として周知します。	
児童又は生徒への心の健康教育の実施	臨床心理士を講師に招き、人は自分と同じ考えの人ばかりではないこと、いろいろな見方や考え方があってよいことを体験的に学びます。	継続

(3) 保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関とのネットワークの強化

概要		
保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関のネットワークの構築により、適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、要支援者の早期発見、早期介入のための取り組みを推進します。		
事業・取組	内容	方向性
保健・医療・福祉・教育・労働等のネットワークの構築	自立相談支援センターや、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携し、本人・家族に対する早期からの相談・支援を実施します。	継続
相談窓口の充実	相談に対しワンストップで相談に応じ、必要に応じて他機関につなげます。また、窓口や相談業務に携わる職員を対象とした研修を行い、相談機能の充実を図ります。	継続
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に規定される支援対象児童等に対し、関係機関で適切に支援するために要保護児童対策地域協議会を設置し、構成機関で協議します。	継続
こどもの学習支援・自立支援	生活保護世帯のこどもは学習環境が整っていない恐れがあります。学習習慣や探求心を育むため、学習費や教材費の扶助を行い、経済的困窮による貧困が世代を超えて連鎖しないように、卒業後も高等技術の習得に向けたスキルの習得に経済的支援を検討します。	新規
ひきこもり支援	ひきこもりに至るおそれのある不登校児童・生徒に対し、福祉、教育部局等と連携し、卒業後もその生徒及び世帯の実態が把握できるようにし、未来に取り残	継続

	さない支援を行っていきます。	
--	----------------	--

(4) 全世代支援センターと連携した就労体験・居場所の提供

概要		
ひきこもりや一般就労から遠ざかっている方に対し、全世代支援センターと連携し、就労体験・居場所の提供を推進していきます。		
事業・取組	内容	方向性
重層的支援体制整備事業	就労体験や活躍する場の提供を行い、居場所づくりを行います。また、対象者に訪問し、面談を行いながら自立に向けて支援します。	継続
就労体験・就労訓練	ひきこもりの方を対象に、職業体験訓練や就労への意識づけ、経験を積む場の提供を行います。	継続
就労準備支援事業	ひきこもりの方を対象に、主に生活の立て直しや一般就労に向けて、就労体験や、よりよいコミュニケーションがとれるようグループワークなどを取り入れながら支援していきます。	継続

第5節 計画の指標

自殺対策計画においては、自殺者数が減少することが重要です。

「自殺総合対策大綱」では、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率为13.0以下にすることを目標としています。

本市では、令和4年自殺死亡率为10.85であったため、令和11年までに自殺死亡率10.85を維持することを目指します。

項目	現状	目標
自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)	10.85 (令和4年)	10.85 (令和11年) (*1)
若年者(40歳未満)の 自殺者数	平成25年～令和4年累計9人	0人 (令和11年)

*1: 杵築市健康づくり計画の目標値と同じとする

<取組の指標>

事業・取組	指標	令和11年度目標
自殺予防週間・自殺予防月間キャンペーン	実施回数	年2回
広報媒体を活用した啓発活動	実施回数	年3回
ゲートキーパー養成講座	養成人数	100人
児童又は生徒への心の健康教育	実施回数	年6回
こころの相談会	実施回数	年6回
重層的支援会議	実施回数	年12回
要保護児童対策地域協議会	実施回数	年12回

